令和元年台風第15号等により被災された皆様へ

千葉県

R2.6.10修正版

～賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）のご案内～

千葉県では、今回の台風等により住宅に甚大な被害を受けられた皆さまに、

**応急仮設住宅**として**民間賃貸住宅を借り上げ**て提供する事業を実施します。

～

＊県・被災者（入居者）・貸主（大家）の三者で入居契約（三者契約）を結ぶ制度です。

＊入居物件は、不動産業者の協力のもと、原則ご自身でお探しいただくことになります。

＊令和2年8月31日に申込受付を終了しますのでそれまでにお申し込みください。

■１．入居期間　　・・・２年以内（応急仮設住宅としての延長はないものとします。）

■２．対象になる方・・・原則として、次のいずれにも該当する方。

（１）被災時において、災害救助法の適用を受けた25市15町1村（別紙参照）のいずれかに住所を有していた方

（２）次のいずれかを満たす方

① 住家の全壊、全焼又は流出により居住する住家がない方

② 半壊（大規模半壊を含む）であっても、住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方

③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方

（３）自らの資力をもってしては住家を確保することができない方

（４）災害救助法に基づく住宅の応急修理制度又は障害物の除去制度を利用していない方

■３．借上げの対象となる住宅・・・原則として、次のいずれにも該当する県内の住宅。

（１）昭和56年6月以降に建築した住宅等、耐震性が確保されたものであること。

（２）応急仮設住宅としての入居契約について、貸主の同意が得られていること。

（３）台風による損傷等があった場合、管理会社等により賃貸可能と確認されたもの。

（４）当該賃貸住宅の家賃が、１箇月当たり次のア及びイに定める額以内であること。

　　ア）２人以下の世帯 月額 7.5万円以内

イ）３人以上の世帯 月額 8.5万円以内

　　　　ただし、県北西部の以下の１２市において５人以上の世帯で入居する場合は、月額12万円以内とする。

千葉市、習志野市、八千代市、市川市、船橋市、浦安市、松戸市、野田市、

流山市、鎌ケ谷市、柏市、我孫子市

（裏面へ）

■４．県が負担する経費と上限・・・下表のとおり。

（ 裏面 ）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 家賃 | …上記「■３（４）」のとおり | ＊左記の全ての支払いを認めたものでなく、あくまで契約に不可欠なものとして、地域の実情に合わせた項目設定により支払います。 |
| 共益費（又は管理費） | …通常徴収している額 |
| 礼金 | …家賃の１箇月分 |
| 仲介手数料 | …０．５５箇月分（税込） |
| 退去修繕負担金 | …家賃の２箇月分 |
| 損害保険料 | …包括契約により別途県が加入 |
| 入居時鍵等交換費用 | …実費、社会通念上必要な額を限度 |

※　上表以外に必要となる経費は入居者負担となります。（例：光熱水費、専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、駐車場料金、自治会費等）

■５．申込手続きの最初の流れ・・・

①　被災時に住んでいた**市町村の窓口（別表）にて**、**制度の説明・申込書類の配付**を受けてください。併せて、窓口にて提示された**協力不動産業者リストを参考に、ご希望の不動産業者をご検討**ください。

②　ご希望の不動産業者が決まりましたら、下表の**不動産団体窓口にご連絡**ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 千葉県宅地建物取引業協会 | 043-241-6671（平日　9:00-17:00） |
| 全日本不動産協会千葉県本部 | 043-202-7511（平日　9:00-17:00） |
| ちんたい協会 | 0120-37-5584（平日　9:00-18:00） |

　　なお、提示されたリストに掲載されていない不動産業者や、上表の３団体に所属していない不動産業者をご検討される場合は、市町村窓口にてその旨お申し出ください。

③　**不動産業者より折り返し連絡があります**。物件の希望条件等をご相談ください。

　（※不動産業者の協力のもと、入居物件を自ら探していただく方式になります。）

④　物件が決まりましたら**不動産業者と申込書類を作成し**、市町村窓口にご提出ください。

　⑤　県より**申込の結果通知**が届きましたら、**不動産業者と契約書類を作成**していただきます。（別紙のイメージ図参照）

■６．その他留意点等・・・

＊ 令和元年台風第19号、令和元年10月25日の大雨で被災された方も対象となります。

＊ 発災以降にご自身で民間賃貸住宅を借りた方も本制度の対象となることがあります。

＊ 入居契約は、千葉県と貸主、被災者（入居予定者）の三者契約となります。

＊ 応急仮設住宅の住み替えはできません。

＊ 災害救助法による住宅の「応急修理」又は「障害物の除去」制度との併用はできません。

災 害 救 助 法 適 用 25 市 15 町 1 村 ・ 窓 口 一 覧

**（別紙）**



＝＝＝＝＝＝＝＝ 基本的な手続きの流れ（イメージ図） ＝＝＝＝＝＝＝＝

④折返し連絡・物件紹介等

③連絡

⑪契約書各１部保管

⑨入居契約書類の提出

⑧申込結果の共有、入居契約書類の作成

⑦申込結果の通知・契約書の作成依頼（雛形送付）

⑤入居物件の確定、

申込書類の作成

被災者（入居者）

①お問合せ

不動産事業者（仲介業者）

**市町村（窓口）**

**千葉県（住宅課）**

住宅所有者（大家）

不動産関係団体

⑥入居申込書の提出

②制度説明、申込書配付、

不動産業者リスト提示

⑩押印済み契約書類の送付（２部）